

物品売払単価契約書

売扱人 大分県（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、物品の売払いについて、次の条項により単価契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書及び別冊「県立学校学習者用タブレット端末等売却単価契約業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売扱物品及び契約単価）

第2条 売扱物品の品名、規格及び契約単価は、次のとおりとする。

- （1）品名 タブレット端末（iPad）及びその付属品
- （2）規格 仕様書のとおり
- （3）契約単価
 - ア 再使用可能品 金 円（税込）
 - イ 再資源化品 金 円（税込）

2 前項に規定する「再使用可能品」及び「再資源化品」の区分は、仕様書第4に定めるランク判定基準（Aランク～Dランク）に基づき乙が区分を行い、第6条第4項に基づく甲の確認をもって確定するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、仕様書に基づき甲へ返却を行う物品（以下「返却対象品」という。）については、売払いの対象とせず、契約単価は適用しないものとする。

（予定売扱数量等）

第3条 この契約における予定売扱数量及び予定売扱代金総額は、次のとおりとする。

- （1）予定売扱数量 12,973台（内訳は仕様書別紙1のとおり。ただし、仕様書に定める返却対象品（1,500台）は、予定売扱数量に含まないものとする。）
 - （2）予定売扱代金総額 前条に定める契約単価に前号の予定売扱数量を乗じて算出した参考額
- 2 前項に規定する予定売扱数量及び予定売扱代金総額は、実際の売扱数量及び売扱代金を保証するものではなく、売扱代金は第7条の規定により確定した実績数量に基づき精算するものとする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の履行を担保するため、契約保証金として、金 円
を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約を適正に履行したときは、契約保証金を還付する。ただし、
契約保証金は、第7条に規定する売払代金に充当することができる。

(物品の引渡し及び保管責任)

第5条 甲は、仕様書に定める引渡場所において、乙に売払物品を引き渡すものとす
る。

2 前項の引渡しは、データ消去等の作業を行わせるためのものであり、売払物品の
所有権は、第8条の規定により移転するまで甲に留保されるものとする。なお、返却
対象品については、本契約による所有権の移転は行わず、データ消去作業完了後、仕
様書に基づき甲へ返却するものとする。

3 乙は、前項の引渡しを受けた時から第8条による所有権の移転を受ける時まで
(返却対象品にあっては甲への返却完了時まで)、善良な管理者の注意をもって売払物
品を管理しなければならない。この期間中に売払物品が滅失又は毀損したときは、乙
はその損害を賠償しなければならない。

(データ消去及び数量の確定)

第6条 乙は、引渡しを受けた売払物品について、仕様書に基づき速やかにデータ消
去作業を行わなければならない。

2 乙は、前項の作業が完了したときは、仕様書に基づき、再使用可能品、再資源化
品及び返却対象品の区分ごとの数量並びにランク判定結果を記載した報告書並びにデ
ータ消去完了証明書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 前項の証明書等は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に定め
る証明書(様式2)の要件を満たすものとする。

4 甲は、前項の報告内容を確認し、適正であると認めた数量をもって、売払代金算
定の基礎となる確定数量とする。

(売払代金の算定及び納入)

第7条 売払代金は、前条第4項により確定した数量に、第2条に定める契約単価を
乗じて得た額とする。

2 甲は、前項の額について納入通知書を発行し、乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める期限までに、売払代金を納入しなければなら
ない。

(所有権の移転及び事後責任)

第8条 売扱物品（返却対象品を除く。）の所有権は、乙が前条の売扱代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権移転後における売扱物品の処分（再販売、再資源化、廃棄等）については、乙が一切の責任を負うものとし、甲は関知しない。

（情報セキュリティ及び秘密保持）

第9条 乙は、本契約の履行に当たり、仕様書に定める情報セキュリティ対策及びデータ消去措置を確実に講じなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び売扱物品に含まれていた個人情報等のデータを、第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（機密保持及び個人情報保護に関する特約）

第10条 乙は、本契約の履行に当たり、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の特記事項は、本契約の一部を構成するものとし、本契約書又は仕様書と特記事項の定めが抵触する場合は、特記事項の定めを優先する。

（契約不適合責任の免責）

第11条 乙は、売扱物品が中古品であることを承諾したものとし、売扱物品に数量不足（第6条で確定した数量を除く。）又は品質不良等の契約不適合（返却対象品における動作不良等を含む。）があっても、甲に対して異議を申し立てないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、この契約に違反したとき。
- (2) 売扱代金を指定された期日までに納付しないとき。
- (3) 仕様書に定めるデータ消去を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (4) 乙（法人にあっては役員等を含む。）が、大分県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

（解除に伴う違約金）

第13条 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、契約単価に履行期間内の予定売扱数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を、違約金として甲

の指定する期日までに納付しなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第14条 乙が履行期間内に本契約に基づく業務を完了することができない場合は、甲は、契約単価に予定売扱数量を乗じて得た額に、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することができる。

(履行期間)

第15条 この契約の履行期間は、契約締結の日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関する訴訟については、大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合は、仕様書及び大分県契約事務規則の定めるところによるほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

(乙) 住 所
氏 名